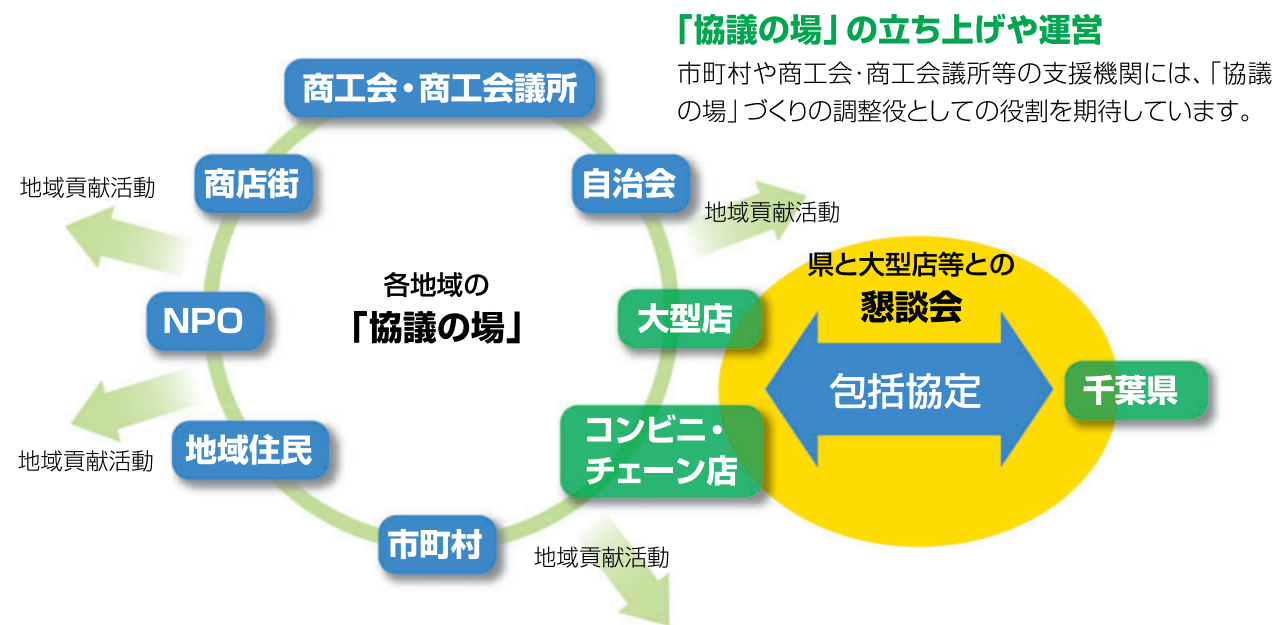
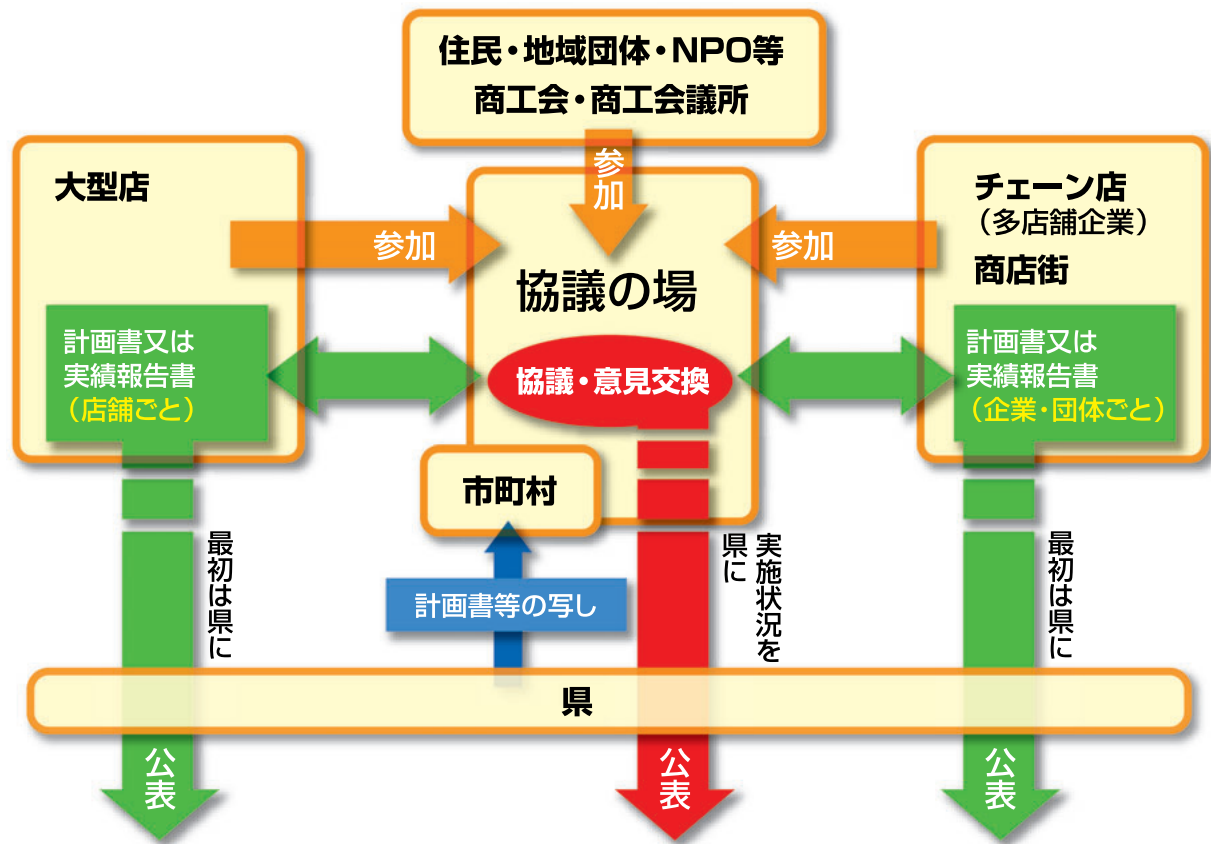


「協議の場」と包括協定



地域貢献計画書等の提出と公表の流れ



提出先は千葉県商工労働部経営支援課です。(千葉市内の事業者の方は、千葉市経済農政局経済部経済振興課)。

千葉県 商工労働部経営支援課 商業・大型店室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
TEL 043-223-2824 FAX 043-227-4757 E-mail keiei2@mz.pref.chiba.lg.jp
HP http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f_keishi/shogyo-index.html

平成20年3月策定
平成20年4月3日施行

商業者の地域貢献に関するガイドライン



私たちに身近な商店街の元気が失われつつあり、まち全体の活力低下の一因にもなっています。

商店街は、にぎわいと交流の場であり、地域コミュニティの顔として重要な役割を担っています。

県では、事業者の皆さんの地域貢献をきっかけに、地域ぐるみの連携・協働が進み、地域が元気になることが地域商業の活性化につながっていくと考え、その環境づくりのためガイドラインを策定しました。

まず商業者から！皆さんの取組が地域の元気につながります

ガイドラインのポイント

本県のガイドラインの主な特徴は次のとおりです。

1 大型店にも商店街にも地域への貢献を期待します

地域密着型産業である小売商業は、店の大小を問わず、立地する地域に活力がなければ成り立ちません。このため、大型店をはじめ、チェーン店、商店街等全ての商業者を対象に地域貢献への自主的な取組をお願いしています。大型店や地域商業者が共に地域との連携・協働を深め、地域を元気にするため積極的な対応をお願いします。

2 「地域貢献計画書」の提出をお願いします

商業者は、これまででも自発的に地域に貢献してきたところですが、あまり地域の住民や関係者に知られていません。そこで、その取組を地域に知ってもらい、地域との連携・協働を一層促進するため、地域貢献活動に係る計画書または、実績報告書の提出をお願いします。

- **店舗面積1万㎡超の大型店（特定大型店）**
新設店の場合は開店後6ヶ月以内、既存店の場合はガイドライン施行後6ヶ月以内を目途に「地域貢献計画書」または「取組実績報告書」を提出してください。なお、施行日は、平成20年4月3日です。
- **その他の大型店**
特定大型店に準じて、提出について積極的に対応してください。
- **コンビニ等のチェーン店、商店街**
自分たちの取組を地域に知っていただく機会として、企業・団体ごとに提出を是非検討してください。

3 地域の活性化に向けた「協議の場」づくりを提案します

商業者、住民、NPO、市町村など地域の関係者が一堂に会し、継続的に話し合う「協議の場」をもつことが望まれます。

「協議の場」には、商業者の地域貢献活動について意見交換をしたり、地域の様々な団体との協働の取組について話し合ったりする場となることが期待されます。



地域貢献活動の具体例

ガイドラインでは、想定される様々な地域貢献活動の具体例を示しています。店舗の立地環境や業種・業態などを勘案し、できることから取り組んでください。

地域連携の促進

- 地域の団体への加入や会議への参加などをきっかけに、祭りへの協賛や活性化イベントの共催
- 大型店と商店街による共通商品券など活性化のための取組
- 店内掲示板やチラシなどを活用した地域情報の発信への協力

地域振興への寄与

- 地元農作物や地元産品の取引拡大（千産千消の推進）
- ポスターの貼り出しやトイレの開放など観光振興への協力
- 従業員の地元雇用の推進
- 大型店撤退時の地域への早期情報提供、商店街の空き店舗の有効活用

景観・環境への配慮

- 「まちの顔」として、景観形成や街並みに配慮した施設建設や緑地の確保
- 店舗周辺の清掃活動や花いっぱい運動など環境美化運動の実施
- ゴミの減量化、リサイクルの推進、マイバッグ運動の推進

地域防災・防犯への協力

- 災害時の緊急物資の供給や避難場所の提供
- 安全安心なまちづくりのための街路灯の設置・維持管理
- 緊急時の駆け込み場所としての協力

青少年健全育成・地域福祉への協力

- 職場体験学習の受け入れや食育等の体験学習会の開催
- 高齢者、子ども、障害者に優しい施設整備
- 空き店舗を活用した地域福祉の拠点づくり



県はこのガイドラインを実効あるものとするため、関係者への周知や協力要請を行うほか、次のような取組を行います。

県の取組 1 地域貢献活動の情報を積極的に公表します

商業者の皆さんから提出された「地域貢献計画書」や「取組実績報告書」、地域の「協議の場」の活動状況などについては、県のホームページなどで積極的に公表し、地域内への周知と県内普及に努めていきます。

2 大手企業に対して、地域貢献の取組を促していきます

大型店やチェーン店などは、地域社会への影響力も大きく、地域からの期待も大きいことから、県と企業との間で「地域振興・地域貢献に関する包括的な協定」を結び、各地域での積極的な取組を促していきます。また、これらの企業と定期的な意見交換の場を設けていきます。